

令和4年第7回(12月)定例会

議案参考資料

【単行議案】

議第 79 号 財産区管理委員の選任について	1P
議第 80 号 財産の無償譲渡について	3P
議第 81 号 京都府市町村職員退職手当組合規約の変更について	4P
議第 82 号 宮津市職員の定年等に関する条例等の一部改正について	6P
議第 83 号 宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	41P
議第 84 号 宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	43P
議第 85 号 宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	60P
議第 86 号 宮津市個人情報保護法施行条例の制定について	67P
議第 87 号 宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例の制定について	72P



議案参考資料
令和4年12月定例会

議第79号	財産区管理委員の選任について	区分	人事案件
-------	----------------	----	------

【提案の概要】

◆提案の要旨・目的

上宮津財産区管理委員7人及び吉津財産区管理委員1人の任期が満了となるため、委員の選任について、財産区管理会条例第3条第1項の規定により議会の同意を求めるもの。

◆提案の概要

○選任予定者の人数

上宮津財産区管理会：7人
吉津財産区管理会：1人
合計：8人

○任期

上宮津財産区 令和4年12月11日～令和8年12月10日：4年間
吉津財産区 令和4年12月4日～令和8年12月3日：4年間

○選任予定者

添付資料参照

◆提案の根拠法令

財産区管理会条例第3条第1項

(委員の選任)

第3条 委員は、当該財産区の区域内に引き続き3月以上住所を有する者で、宮津市の議会の議員の被選挙権を有するもの(以下「被選挙権を有する者」という。)の中から、当該財産区においてあらかじめ選定した者を市長が議会の同意を得て選任する。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【政策等の背景・提案までの経過】

※財産区について

7財産区(上宮津、由良、栗田、吉津、世屋、養老、日ヶ谷)
各財産区の委員定数は協議により次のとおりで、任期は4年間
上宮津、由良、栗田、吉津、養老 各7人
世屋 5人、日ヶ谷 6人

◇財産区管理会条例第2条第2項及び第3項

- 2 条 前条の各財産区に、財産区管理会(以下「管理会」という。)を置く。
- 3 管理会は、財産区管理委員(以下「委員」という。)7人以内をもって組織する。
- 3 委員の定数は、市長が各財産区と協議して定めるものとする。

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト	—	
テーマ別戦略	—	
	担当課・係	添付資料
	農林水産課 産業基盤係 (45-1627)	・選任予定者一覧

財産区管理委員 選任予定者一覧

■上宮津財産区

住 所	氏 名	生年月日	任 期	再任・新任の別
小田403番地	上杉 晃一 うえすぎ こういち	昭和30年3月12日	R4. 12. 11 ～ R8. 12. 10	再任
小田1480番地の2	落合 文彦 おちあい ふみひこ	昭和31年10月6日		再任
小田3100番地	藤田 淳志 ふじた あつし	昭和35年11月17日		新任
喜多674番地の1	上野 文明 うえの ふみあき	昭和27年6月27日		再任
喜多982番地	松岡 宣 まつおか とおる	昭和33年10月9日		再任
喜多1159番地	関野 揭司 せきの けいじ	昭和29年5月28日		再任
今福372番地	中川 昭一 なかがわ あきかず	昭和20年3月17日		再任

■吉津財産区

住 所	氏 名	生年月日	任 期	再任・新任の別
文珠517番地の2	古崎 広文 こさき ひろふみ	昭和39年5月18日	R4. 12. 4～ R8. 12. 3	再任

議案参考資料
令和4年12月定例会

議第80号 財産の無償譲渡について

区分

その他

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

宮津市公共施設再編方針書において、金引の滝公衆便所は「概ね5年以内に譲渡若しくは除却すること」としている。今般、地元及び観光関係者と当該施設の存続及び活用に関する協議が整ったことから、この方針に基づき、当該施設を令和5年1月1日に金引の滝周辺区域を管理している滝馬自治会へ無償譲渡するもの。

◆提案の概要

・譲渡の目的：宮津市公共施設再編方針書に基づく施設の再編

・所在地：宮津市字滝馬地内

・譲渡する財産

[建物] 金引の滝公衆便所

(補強コンクリートブロック造 平屋建
アスファルトシングル葺 延べ床面積6.15m²)

・譲渡の相手先

宮津市字滝馬44番地

滝馬自治会 自治会長 下野 誠

◆提案の根拠法令

地方自治法第96条第1項第6号

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

宮津市公共施設再編方針書

【政策等の背景・提案までの経過】

- S60年8月：金引の滝公衆便所竣工
- R2年9月：「宮津市公共施設再編方針書」策定
- R4年6月：「地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業（金引の滝を活用した体験型コンテンツの造成）」採択
- R4年10月：滝行とサウナを融合した体験事業「サトリバ」の実証実験を実施

【市民参加の状況】

- 観光事業者と連携した地元主体による地域資源の活用と継承

【政策等の効果及び費用】

・金引の滝は近年観光スポットとして注目されており、地元自治会から公衆便所の維持を要望されていた。当該施設を無償譲渡することで、公衆便所の維持を図るとともに、公共施設に係る財政負担の軽減を図る。

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

議第80号

議案参考資料

令和4年12月定例会

議第81号

京都府市町村職員退職手当組合規約の変更について

区分

その他

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

京都府市町村職員退職手当組合の構成団体の名称変更に伴う組合規約の変更を行うため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

◆提案の概要

- 構成団体の名称変更

相楽郡広域事務組合→相楽広域行政組合

◆施行日

令和5年4月1日

◆参考

地方自治法（抜粋）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

【政策等の背景・提案までの経過】

◆ 京都府市町村職員退職手当組合の概要

- 設置目的 組合市町村の常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理するもの。
- 構成団体 7市11町村13組合1広域連合
- 設立年月日 昭和37年12月1日

【政策等の効果及び費用】

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>>

千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

担当課・係

添付資料

総務課 職員係 (45-1603)

・新旧対照表

京都府市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約 新旧条文対照表

現 行	改正案	内 容
<p>別表（第2条関係）</p> <p>綾部市、宮津市、向日市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町、国民健康保険山城病院組合、木津川市精華町環境施設組合、国民健康保険南丹病院組合、船井郡衛生管理組合、与謝野町宮津市中学校組合、乙訓環境衛生組合、相楽中部消防組合、乙訓福祉施設事務組合、京都府市町村議會議員公務災害補償等組合、<u>相楽郡広域事務組合</u>、京都府自治会館管理組合、乙訓消防組合、宮津与謝消防組合、相楽東部広域連合</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>綾部市、宮津市、向日市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町、国民健康保険山城病院組合、木津川市精華町環境施設組合、国民健康保険南丹病院組合、船井郡衛生管理組合、与謝野町宮津市中学校組合、乙訓環境衛生組合、相楽中部消防組合、乙訓福祉施設事務組合、京都府市町村議會議員公務災害補償等組合、<u>相楽広域行政組合</u>、京都府自治会館管理組合、乙訓消防組合、宮津与謝消防組合、相楽東部広域連合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年4月1日付けで組合名称を変更されるもの。

議案参考資料

令和4年12月定例会

議第82号

宮津市職員の定年等に関する条例等の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

地方公務員法の改正により、地方公務員の定年が引き上げられること等に伴い、関係条例の所要の改正を行うもの。

◆提案の概要

1 宮津市職員の定年等に関する条例の一部改正

(1) 定年年齢の引上げ

定年年齢を65歳とする。ただし、令和5年から令和12年まで段階的に経過措置を講じる。

(2) 定年前再任用短時間勤務制度の創設

60歳以後定年前に退職した職員について、短時間勤務の職に採用（任期は65歳まで）することができる制度を創設する。

(3) 暫定再任用制度の創設

(1) ただし書の定年年齢の段階的経過措置の間、定年後、再任用（任期は65歳まで）することができる制度を創設する。（現行の再任用制度は廃止。）

(4) 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の創設

60歳を超えた管理監督職の職員は、特例を除き、管理監督職以外の職に降任する。

2 宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部改正

60歳を超えた職員の給料月額は、60歳年度末の7割水準に設定する。

3 その他関係する条例の一部改正等

1、2の条例のほか、関係する条例の一部改正する等の整理を行う。

◆施行日

令和5年4月1日（一部公布の日）

【政策等の背景・提案までの経過】

令和3年6月11日 地方公務員法等の一部を改正する法律
(令和3年法律第63号) 公布

令和5年4月1日 改正地方公務員法等施行

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少している中、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代に知識、技術、経験等を継承しようとするもの。

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

担当課・係

添付資料

総務課 職員係 (45-1603)

・定年延長の概要
・個別改正内容
・新旧対照表

【別紙】定年延長の概要

1 定年の引上げ

令和5年度から、職員の定年年齢を現行の60歳から2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度以降は65歳となる。

	現 行	導入後（60歳以降）
勤務形態	常勤	
任 期	定年年齢まで	同左
定員管理	定数内	
職務の級	①部長級（6級） ②課長級（5級） ③課長補佐・係長級（4級） ④主任級（4級・3級）	①スタッフ職（4級）非管理監督職 ②スタッフ職（4級）非管理監督職 ③スタッフ職（4級） ④スタッフ職（4級・3級）
給料月額	給料表の給料月額（10割水準）	原則60歳時点の給与の7割水準
諸 手 当	通勤、住居、扶養、期末勤勉手当等	同 左
昇 給	55歳以上2号給	60歳昇給停止

2 定年前再任用短時間勤務制度及び暫定再任用制度の創設

	再任用制度（現行・廃止）	定年前再任用短時間勤務職員	暫定再任用制度
対象者	定年退職者（60歳）	定年前に退職した職員（60歳以降）	定年で退職した職員（60歳以降）
任用	フルタイム勤務・短時間勤務	短時間勤務	フルタイム勤務・短時間勤務
条例定数の扱い	フルタイム職員は定数内 短時間勤務職員は定数外	短時間勤務のため定数外	フルタイムは定数内 短時間勤務は定数外
任期	1年を超えない範囲内	定年退職日相当日（65歳）まで	1年を超えない範囲内（65歳まで）
給与、勤務時間等の勤務条件	条例で定めるところによる	条例で定めるところによる	条例で定めるところによる
その他	60歳前に退職した者であっても条件を満たせば制度利用可能	60歳前に退職した者は対象外。 フルタイム勤務への復帰は原則不可。	現在の再任用職員は、65歳まで採用可能

3 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の創設

組織の新陳代謝を確保し活力を維持するため、管理監督職勤務上限年齢制を導入。役職定年年齢は60歳。特例を除き、非管理監督職に降任する。

<降任特例>特例任用①（勤務延長型：職務の特殊性により後任補充が困難な場合） 紹与水準10割

特例任用②（異動可能型：職員の年齢構成その他欠員を容易に補充することできない特別の事情のある場合） 紹与水準7割

*法が認める「役職定年適用除外の職（現行65歳定年が設定されている等）」制度については、本市は導入しない。

4 60歳に達した職員の給与等

①給料月額は、60歳の年度末以降、原則「7割水準」。

②退職手当は、60歳時点の支給率により算定（いわゆるピーク時特例）。

5 情報制度・意思確認制度

職員が60歳に達する前年度において、適切に情報提供するとともに、意思確認に努めるものとする。

【個別改正内容】

○第1条 宮津市職員の定年等に関する条例

- ・職員の定年を 65 歳とする。(第 3 条)
- ・管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の対象について、管理職手当の支給対象の職とする。(第 6 条)
- ・役職定年制の導入に伴い、他の職への降任等を行う際に遵守すべき基準について定めるもの。(第 8 条)
- ・役職定年制の導入に伴う他の職への降任等の特例について定めるもの。(第 9 条)
- ・定年前の 60 歳以降の職員が、従前の勤務実績等に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる定年前再任用短時間勤務について定めるもの。(第 12 条)
- ・定年について、段階的に引き上げる経過措置を定めるもの。(附則第 3 項)

○第2条 宮津市一般職職員の給与に関する条例

- ・定年前再任用短時間勤務職員の給料、期末勤勉手当について定めるもの。(第 4 条の 3、第 20 条第 3 項、第 21 条第 2 項)
- ・定年延長に伴い、60 歳に達した日以後直近の 3 月 31 日を超える職員の昇給について定めるもの。(第 5 条第 5 項)
- ・当分の間、60 歳に達した日以後における最初の 4 月 1 日以後の職員の給料月額 7 割措置について定めるもの。(附則第 14 項)
- ・役職定年制につき、降任後の給料月額の 7 割の額が降任前の給料月額の 7 割に達しない場合に、当分の間、当該差額が給料として支給されるもの。(附則第 16 項)
- ・給料表において、定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額を定めるもの。(別表第 1、第 2)

○第3条 宮津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

- ・現行の再任用制度が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務制度を創設することに伴い、地方公務員法の引用規定の改定を行うもの。(第 3 条)

○第4条 宮津市職員の分限に関する条例

- ・降給の事由に、役職定年による職員の降格を加えるもの。(第 2 条の 2 第 1 項、第 2 項)
- ・60 歳に達した日以後における最初の 4 月 1 日以後の職員の給料月額 7 割措置について、降給と取り扱うもの。(附則第 2 項)

○第5条 宮津市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例

- ・定年延長後の給料月額が 7 割となることに伴い、減給額の上限規定を定めるもの。(第 3 条第 1 項)

○第6条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例

- ・ 公益法人等へ派遣できる職員について、宮津市職員の定年に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により役職定年の特例の適用を受ける職員を対象外とするもの。(第2条第2項第5号)

○第7条 宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例

- ・ 新たに創設する定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間について定めるもの。(第2条第3項)

○第8条 宮津市職員の育児休業等に関する条例

- ・ 育児休業をすることができない職員に、宮津市職員の定年に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により役職定年の特例を受ける職員を追加するもの。(第2条第1項第3号)

○第9条 宮津市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

- ・ 現行の再任用制度が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務制度を創設することに伴い、地方公務員法の引用規定の改定を行うもの。(第2条)

○附則関係

・ 宮津市職員の再任用に関する条例【廃止】

- ・ 現行の再任用制度の廃止に伴い、本条例を廃止するもの。

- ・ 定年が段階的に引き上げられる経過期間において、定年後に65歳まで再任用ができるよう暫定再任用制度について定めるもの。

宮津市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号 ）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3 の規定 に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年による退職)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべき こととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるとき は、その 職員に係る定年退職日の翌日から起</p>	<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 定年制度（第2条—第5条）</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）</u></p> <p><u>第5章 雜則（第14条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」と いう。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の 2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の 規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>第2章 定年制度</u></p> <p>(定年による退職)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべき こととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるとき は、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起</p>

算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、市長の承認を得て、 1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日

算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めているものについては、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、 これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当

の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は_____、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の_____事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 (略)

(定年に関する施策の調査等)

第5条 (略)

該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 (略)

(定年に関する施策の調査等)

第5条 (略)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、宮津市一般職職員の給与に関する条例(昭和30年条例第27号)第19条の2第1項に規定する職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たつ

ては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超

ない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職と

して規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、規則で定める組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雜則

（雑則）

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

附 則

(定年に関する経過措置)

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和30年条例第27号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(再任用職員 の給料月額)</p> <p>第4条の3 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員 の欄に掲げる給料月額 のうち、その者 の属する職務の級に応じた額とする</p> <p>。</p>	<p>(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)</p> <p>第4条の3 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員 の欄に掲げる基準給料月額 のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>
<p>2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>	
<p>第5条 （略）</p> <p>2 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>3 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるものは、3号給）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するも</p>	<p>第5条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p>

のとする。

4 55歳以上の職員のうち規則で定める年齢に達した日以降直近の3月31日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるものは、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。

5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うこと
ができない。

6 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

7 第2項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項
は、規則で定める。

(通勤手当)

第12条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める
額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところに
より算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する
額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期
間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)
が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期
間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものと
して当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当

4 略

5 前3項の規定にかかわらず、60歳に達した日以降直近の3月31日を超えて
在職する職員の昇給は、行わない。

6 (略)

7 (略)

8 (略)

(通勤手当)

第12条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める
額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところに
より算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する
額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期
間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」とい
う。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給
単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用す
るものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運

額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再任用短時間勤務職員 及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が
片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上8キロメートル未満である職員
4,200円

ウ 使用距離が片道8キロメートル以上10キロメートル未満である職員
5,700円

エ 使用距離が片道10キロメートル以上12キロメートル未満である職員
7,100円

オ 使用距離が片道12キロメートル以上である職員 片道40キロメートルを限度として、7,100円に1キロメートルごとに700円を加算した額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3~8 (略)

賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が
片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上8キロメートル未満である職員
4,200円

ウ 使用距離が片道8キロメートル以上10キロメートル未満である職員
5,700円

エ 使用距離が片道10キロメートル以上12キロメートル未満である職員
7,100円

オ 使用距離が片道12キロメートル以上である職員 片道40キロメートルを限度として、7,100円に1キロメートルごとに700円を加算した額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3~8 (略)

(時間外勤務手当)

第15条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) (略)

2 再任用短時間勤務職員 及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えて勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 (略)

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された

(時間外勤務手当)

第15条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) (略)

2 定年前再任短時間勤務職員 及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えて勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 (略)

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された

場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定によって代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～7 (略)

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（特定任期付職員を除く。）に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定によって代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～7 (略)

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（特定任期付職員を除く。）に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3 (略)

4 第20条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第21条第3項」と読み替えるものとする。

5 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第22条 (略)

2 第10条から第11条の3まで及び第12条の2の規定は、再任用職員及び任期付短時間勤務職員には、適用しない。

3 (略)

附 則

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3 (略)

4 第20条第6項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第6項中「前項」とあるのは、「第21条第3項」と読み替えるものとする。

5 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第22条 (略)

2 第10条から第11条の3まで及び第12条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員には、適用しない。

3 (略)

附 則

14 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第16項において「特定日」という。）以後、当該職員に

適用される給料表の給料月額のうち、第4条の2第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第1項、第3項及び第4項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

1 5 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時の任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 宮津市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第3号。以下「定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

(3) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第6条に規定する職を占める職員

1 6 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第18項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第14項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けっていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第14項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 1.7 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条の2第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条の2第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 1.8 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第14項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第16項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 1.9 附則第16項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第14項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 2.0 附則第16項の又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第20条第6項（第21条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第20条第6項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と附則第16項、第18項又は第19項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 2.1 附則第14項から前項までに定めるもののほか、附則第14項の規定による給料月額、附則第16項の規定による給料その他附則第14項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員	1		円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
	10						
	11~124						
	125						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1		円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
	10						
	11~124						
	125						
間勤務職員	定年前再任用短時	基 準 給料月額					
		円 187,700	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100

備考 この表は、教育職給料表及び特定任期付職員給料表の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

教育職給料表

職員 の区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員	1	円 (略)	円 (略)	円 (略)
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9～148			
	149			
再任用職員		228,000	274,500	328,500

備考 この表は、幼稚園に勤務する教育職員に適用する。

備考 この表は、教育職給料表及び特定任期付職員給料表の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 (略)	円 (略)	円 (略)
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9～148			
	149			
時間勤務職員	定年前再任用短	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額

円	円	円
228,000	274,500	328,500

備考 この表は、幼稚園に勤務する教育職員に適用する。

宮津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況について、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>（報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況について、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第2条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>

宮津市職員の分限に関する条例（昭和30年条例第31号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(降給の事由)</p> <p>第2条の2 降給の種類は、降格（職員（宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和30年条例第27号。以下「給与条例」という。）第4条第1項第1号及び第2号の給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける者をいう。この条において同じ。）の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする</p> <p>。</p>	<p>(降給の事由)</p> <p>第2条の2 降給の種類は、降格（職員（宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和30年条例第27号。以下「給与条例」という。）第4条第1項第1号及び第2号の給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける者をいう。この条において同じ。）の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。</p>
<p>2 任命権者は、職員が<u>降任された</u>場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格することができる。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 任命権者は、職員が<u>降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに該当し</u>、必要があると認める場合は、当該職員を降格することができる。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>

(降任、免職、休職及び降給の手続)

第4条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合、同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職にする場合又は第2条の2第1項第1号イの規定に該当するものとして職員を降格にする場合においては、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

- 2 (略)
3 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和30年4月1日から適用する。

(降任、免職、休職及び降給の手続)

第4条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合、同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職にする場合又は第2条の2第2項第1号イの規定に該当するものとして職員を降格にする場合においては、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

- 2 (略)
3 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和30年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 給与条例附則第14項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の2第1項の適用については、当分の間、同項中「とする」とあるのは、「並びに給与条例附則第14項の規定による降給とする」とする。
- 3 第4条第2項の規定は、給与条例附則第14項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

宮津市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和30年条例第30号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、<u>給料</u> の月額（法第22条の2第1項 第1号に掲げる職員にあっては、宮津市会計年度任用職員の給与及び費用 弁償に関する条例（令和元年条例第3号）第14条第1項に規定する報 酬の額) の10分の1以下を減ずるものとす る。</p> <p>_____</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、<u>その発令の日に受ける給料</u>の月額（法第22条の2第1項 第1号に掲げる職員にあっては、宮津市会計年度任用職員の給与及び費用 弁償に関する条例（令和元年条例第3号）第14条第1項に規定する報 酬の額。以下この項において同じ。) の10分の1以下を減じるものとす る。この場合において、その減じる額が現に受ける給料の月額の10分の 1に相当する額を超えるときは、当該額を減じるものとする。</p>
2 (略)	2 (略)

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第9号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項</u>の規定により採用される職員を除く。）</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>(4) 宮津市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第3号<u>第4条第1項</u>の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員）</p> <p>(5)（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>の規定により採用される職員を除く。）</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>(4) 宮津市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第3号。次号において「定年条例」という。）<u>第4条第1項</u>の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) <u>定年条例第9条第1項から第4項までの規定</u>により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員</p> <p>(6)（略）</p> <p>3（略）</p>

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(1週間の勤務時間)	(1週間の勤務時間)
第2条（略）	第2条（略）
2（略）	2（略）
3 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「 <u>再任用短時間勤務職員</u> 」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。	3 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。
4・5（略）	4・5（略）
（週休日及び勤務時間の割振り）	（週休日及び勤務時間の割振り）
第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、 <u>再任用短時間勤務職員</u> 及び前条第4項の職員（以下「 <u>再任用短時間勤務職員等</u> 」という。）については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。	第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 及び前条第4項の職員（以下「 <u>定年前再任用短時間勤務職員等</u> 」という。）については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。
2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、 <u>再任用短時間勤務職員等</u> については、1週間ごとの	2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、 <u>定年前再任用短時間勤務職員等</u> については、1週間ごとの

期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員等にあっては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性その他の事由（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員等にあっては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性その他の事由（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員等にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

宮津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）												
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 宮津市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第3号_____）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いで勤務している職員</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 宮津市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第3号。次号において「定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いで勤務している職員</p> <p>(3) <u>定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>												
<p>（育児短時間勤務職員等に係る給与条例の特例）</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、育児短時間勤務職員等についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>（育児短時間勤務職員等に係る給与条例の特例）</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、育児短時間勤務職員等についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>												
<table border="1"> <tr> <td>第12条第2項</td> <td>再任用短時間勤務職員</td> <td>育児短時間勤務職員等（宮津市職員の育児休業等に関する条例第14条第1項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	第12条第2項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等（宮津市職員の育児休業等に関する条例第14条第1項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）	第2号			<table border="1"> <tr> <td>第12条第2項</td> <td>定年前再任用短時間勤務職員</td> <td>育児短時間勤務職員等（宮津市職員の育児休業等に関する条例第14条第1項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	第12条第2項	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等（宮津市職員の育児休業等に関する条例第14条第1項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）	第2号		
第12条第2項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等（宮津市職員の育児休業等に関する条例第14条第1項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）											
第2号													
第12条第2項	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等（宮津市職員の育児休業等に関する条例第14条第1項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）											
第2号													
<table border="1"> <tr> <td>第15条第1項</td> <td>支給する</td> <td>支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時</td> </tr> </table>	第15条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時	<table border="1"> <tr> <td>第15条第1項</td> <td>支給する</td> <td>支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時</td> </tr> </table>	第15条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時						
第15条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時											
第15条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時											

		間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする		間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第15条第4項	第2項	宮津市職員の育児休業等に関する条例第14条	要しない	要しない。ただし、当該時間が宮津市職員の育児休業等に関する条例第14条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
第15条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が宮津市職員の育児休業等に関する条例第14条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする	要しない	要しない。ただし、当該時間が宮津市職員の育児休業等に関する条例第14条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
第20条第5項	給料	給料の月額を宮津市職員の育児休業等に関する条例第14条第1項に規定する算出率（以下「算出率」という。）で除して得た額	給料	給料の月額を宮津市職員の育児休業等に関する条例第14条第1項に規定する算出率（以下「算出率」という。）で除して得た額
第20条第6項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第20条第7項	市長	育児短時間勤務職員等の勤務時間を考慮して市長	市長	育児短時間勤務職員等の勤務時間を考慮して市長
第21条第3項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額

（育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員についての給与条例の特例）

第16条（略）

2 前項に定めるもののほか、短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員についての給与条例の特例）

第16条（略）

2 前項に定めるもののほか、短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第2項	再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員（宮津市職員の育児休業等に関する条例第16条第1項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）
第15条第2項 及び第3項	再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員
第22条	再任用職員	短時間勤務職員

第12条第2項 第2号	定年前再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員（宮津市職員の育児休業等に関する条例第16条第1項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）
第15条第2項	定年前再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員
第22条第2項	定年前再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員

宮津市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成28年条例第29号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(準用) 第2条 上下水道企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第28条の5第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員の給与の種類及び基準については、宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和30年条例第27号）の適用を受ける職員の例による。	(準用) 第2条 上下水道企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第22条の4第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員の給与の種類及び基準については、宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和30年条例第27号）の適用を受ける職員の例による。
2 (略)	2 (略)

議案参考資料
令和4年12月定例会

議第83号	宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	区分	条例の改正
-------	-----------------------------	----	-------

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

令和4年人事院勧告及び特別職の職員の給与に関する法律の改正を受け、これに準じて、本市の特別職である市長及び副市長の期末手当を改定するもの。

◆提案の概要

市長及び副市長の期末手当の支給月数を年間0.05月引上げ

区分	6月期	12月期	計
令和4年度	1.625月	1.675月 (+0.05月)	3.30月 (+0.05月)
令和5年度 以降	1.65月 (+0.025月)	1.65月 (+0.025月)	3.30月 (+0.05月)

◆施行日

令和4年度分 公布の日（R4.12.1に遡及適用）
令和5年度以降分 令和5年4月1日

◆参考

議員及び教育長の期末手当については、「宮津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」及び「宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」において、「宮津市長及び副市長の給与に関する条例」の規定を準用していることから、同様にそれぞれ0.05月の増額改定となるもの。

【政策等の背景・提案までの経過】

R4.8.8：令和4年人事院勧告

期末手当の改定（+0.05月）

R4.11.18：特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

（令和4年法律第82号）公布

期末手当の改定（+0.05月）

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

○改定に係る影響額 約400千円（教育長、議員含む）

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第7次宮津市総合計画】

重点プロジェクト

テーマ別戦略

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

担当課・係

添付資料

総務課 職員係（45-1603）

・新旧対照表

宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正

新旧対照表

現 行	改正案
<p>【第1条】</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 市長等の期末手当の額は、給料月額に給料月額の100分の15を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、その額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 市長等の期末手当の額は、給料月額に給料月額の100分の15を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、その額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額とする。</p>
<p>【第2条】</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 市長等の期末手当の額は、給料月額に給料月額の100分の15を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、その額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 市長等の期末手当の額は、給料月額に給料月額の100分の15を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、その額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の宮津市長及び副市長の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。（給与の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の宮津市長及び副市長の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案参考資料
令和4年12月定例会

議第84号

宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

令和4年の人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律の改正などを受け、これに準じて、本市の一般職職員等及び会計年度任用職員の給料等の改定を行うもの。

◆提案の概要

<一般職職員>

①給料表の改定 若年層の職員に重点を置いた国家公務員の給料表改定に準じて改定（平均+0.3%）

②勤勉手当の改定

年間0:10月引上げ

区分	6ヶ月期	12ヶ月期	計
令和4年度	期末手当 1.20月	1.20月	2.40月
	勤勉手当 0.95月	1.05月 (+0.10月)	2.00月 (+0.10月)
	計 2.15月	2.25月 (+0.10月)	4.40月 (+0.10月)
令和5年度以降	期末手当 1.20月	1.20月	2.40月
	勤勉手当 1.00月 (+0.05月)	1.00月 (+0.05月)	2.00月 (+0.10月)
	計 2.20月 (+0.05月)	2.20月 (+0.05月)	4.40月 (+0.10月)

<会計年度任用職員>

③給料表の改定 国家公務員の給料表改定に準じて改定

◆施行日

①③給料表の改定 公布の日（R4.4.1に遡及適用）

②勤勉手当等の改定 令和4年度分 公布の日（R4.12.1に遡及適用）
令和5年度以降分 令和5年4月1日

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

【政策等の背景・提案までの経過】

R4.8.8：令和4年人事院勧告

- ・行政職俸給表の引上げ（平均改定率+0.3%）
- ・勤勉手当等の改定（一般職 勤勉手当+0.10月）
(再任用 勤勉手当+0.05月)
(特定任期付 期末手当+0.05月)

R4.11.18：一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第81号）公布

【市民参加の状況】

※【再任用職員】
年間0.05月引上げ
期末手当 1.35月
勤勉手当 0.90月
→0.95月 (+0.05月)
計 2.30月
令和4年度分は12ヶ月で0.05月分、
令和5年度分は6ヶ月と12ヶ月で
0.025月分ずつ引上げ。

【政策等の効果及び費用】

○改定に係る影響額 +約12,000千円（全会計ベース）

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

添付資料

総務課 職員係 (45-1603)

・新旧対照表

議第84号

第1条

宮津市一般職職員の給与に関する条例

新旧対照表

現 行	改正案
(期末手当)	(期末手当)
第20条 (略)	第20条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。
4 特定期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」とする。	4 特定期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。
5～7 (略)	5～7 (略)
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（特定任期付職員を除く。）に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。	第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（特定任期付職員を除く。）に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号

に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3 (略)

4 (略)

5 (略)

に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3 (略)

4 (略)

5 (略)

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1		円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1		円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000

21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500

21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500

47	<u>213,900</u>	<u>262,500</u>	305,500	351,100	371,200	398,200
48	<u>215,200</u>	<u>263,600</u>	307,200	352,600	372,100	398,900
49	<u>216,300</u>	<u>264,700</u>	308,100	354,200	373,000	399,500
50	<u>217,400</u>	<u>265,800</u>	309,600	355,000	373,800	400,100
51	<u>218,400</u>	<u>267,100</u>	311,100	356,200	374,600	400,600
52	<u>219,500</u>	<u>268,400</u>	312,700	357,200	375,400	401,000
53	<u>220,600</u>	<u>269,400</u>	314,300	358,100	376,100	401,400
54	<u>221,600</u>	<u>270,500</u>	315,900	359,200	376,800	401,700
55	<u>222,500</u>	<u>271,800</u>	317,500	360,100	377,500	402,000
56	<u>223,500</u>	<u>273,100</u>	319,000	361,200	378,200	402,300
57	<u>223,800</u>	<u>274,000</u>	320,500	362,100	378,700	402,600
58	<u>224,600</u>	<u>275,000</u>	321,700	362,800	379,300	402,900
59	<u>225,400</u>	<u>275,900</u>	322,900	363,500	379,900	403,200
60	<u>226,100</u>	<u>277,000</u>	324,100	364,200	380,600	403,500
61	<u>226,800</u>	<u>278,100</u>	324,800	364,600	381,000	403,800
62	<u>227,800</u>	<u>279,100</u>	325,700	365,200	381,700	404,100
63	<u>228,600</u>	<u>280,000</u>	326,500	365,900	382,300	404,400
64	<u>229,400</u>	<u>281,000</u>	327,300	366,600	382,900	404,700
65	<u>230,100</u>	<u>281,500</u>	328,200	366,900	383,300	405,000
66	<u>230,800</u>	<u>282,400</u>	328,600	367,600	383,900	405,300
67	<u>231,700</u>	<u>283,100</u>	329,300	368,300	384,500	405,600
68	<u>232,700</u>	<u>284,000</u>	330,100	369,000	385,100	405,900
69	<u>233,400</u>	<u>285,000</u>	330,900	369,300	385,500	406,100
70	<u>234,000</u>	<u>285,800</u>	331,600	369,900	386,000	406,400
71	<u>234,500</u>	<u>286,600</u>	332,300	370,600	386,500	406,700
72	<u>235,200</u>	<u>287,400</u>	333,000	371,200	387,100	407,000

47	<u>216,900</u>	<u>263,400</u>	305,500	351,100	371,200	398,200
48	<u>218,200</u>	<u>264,500</u>	307,200	352,600	372,100	398,900
49	<u>219,200</u>	<u>265,600</u>	308,100	354,200	373,000	399,500
50	<u>220,300</u>	<u>266,600</u>	309,600	355,000	373,800	400,100
51	<u>221,300</u>	<u>267,800</u>	311,100	356,200	374,600	400,600
52	<u>222,300</u>	<u>268,900</u>	312,700	357,200	375,400	401,000
53	<u>223,300</u>	<u>269,900</u>	314,300	358,100	376,100	401,400
54	<u>224,200</u>	<u>270,900</u>	315,900	359,200	376,800	401,700
55	<u>225,100</u>	<u>272,000</u>	317,500	360,100	377,500	402,000
56	<u>226,000</u>	<u>273,100</u>	319,000	361,200	378,200	402,300
57	<u>226,300</u>	<u>274,000</u>	320,500	362,100	378,700	402,600
58	<u>227,100</u>	<u>275,000</u>	321,700	362,800	379,300	402,900
59	<u>227,800</u>	<u>275,900</u>	322,900	363,500	379,900	403,200
60	<u>228,500</u>	<u>277,000</u>	324,100	364,200	380,600	403,500
61	<u>229,200</u>	<u>278,100</u>	324,800	364,600	381,000	403,800
62	<u>230,000</u>	<u>279,100</u>	325,700	365,200	381,700	404,100
63	<u>230,700</u>	<u>280,000</u>	326,500	365,900	382,300	404,400
64	<u>231,300</u>	<u>281,000</u>	327,300	366,600	382,900	404,700
65	<u>231,900</u>	<u>281,500</u>	328,200	366,900	383,300	405,000
66	<u>232,500</u>	<u>282,400</u>	328,600	367,600	383,900	405,300
67	<u>233,100</u>	<u>283,100</u>	329,300	368,300	384,500	405,600
68	<u>233,800</u>	<u>284,000</u>	330,100	369,000	385,100	405,900
69	<u>234,500</u>	<u>285,000</u>	330,900	369,300	385,500	406,100
70	<u>235,100</u>	<u>285,800</u>	331,600	369,900	386,000	406,400
71	<u>235,600</u>	<u>286,600</u>	332,300	370,600	386,500	406,700
72	<u>236,300</u>	<u>287,400</u>	333,000	371,200	387,100	407,000

73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	

以下(略)

別表第2(第4条関係)

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級			2級			3級		
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
外の職員 再任用職員以 下			円		円		円		円	
	1		161,900		177,900		296,600			
	2		163,400		180,000		299,200			
	3		164,900		182,100		302,100			

73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	

以下(略)

別表第2(第4条関係)

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級			2級			3級		
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
外の職員 再任用職員以 下			円		円		円		円	
	1		166,500		182,500		299,800			
	2		168,000		184,600		302,400			
	3		169,500		186,700		305,200			

4	<u>166,400</u>	<u>184,400</u>	<u>304,600</u>
5	<u>168,100</u>	<u>186,400</u>	<u>307,100</u>
6	<u>170,000</u>	<u>188,600</u>	<u>309,400</u>
7	<u>171,800</u>	<u>190,800</u>	<u>311,800</u>
8	<u>173,600</u>	<u>193,100</u>	<u>314,200</u>
9	<u>175,400</u>	<u>195,300</u>	<u>316,600</u>
10	<u>177,500</u>	<u>198,100</u>	<u>319,000</u>
11	<u>179,500</u>	<u>200,900</u>	<u>321,800</u>
12	<u>181,500</u>	<u>203,600</u>	<u>324,700</u>
13	<u>183,500</u>	<u>206,400</u>	<u>327,100</u>
14	<u>185,700</u>	<u>208,200</u>	<u>329,100</u>
15	<u>187,900</u>	<u>209,800</u>	<u>331,000</u>
16	<u>190,100</u>	<u>211,500</u>	<u>333,200</u>
17	<u>192,400</u>	<u>213,300</u>	<u>335,300</u>
18	<u>195,000</u>	<u>214,900</u>	<u>337,500</u>
19	<u>197,500</u>	<u>216,700</u>	<u>339,600</u>
20	<u>200,100</u>	<u>218,300</u>	<u>341,600</u>
21	<u>202,600</u>	<u>220,100</u>	<u>343,900</u>
22	<u>204,300</u>	<u>222,000</u>	<u>345,800</u>
23	<u>206,000</u>	<u>224,000</u>	<u>348,000</u>
24	<u>207,800</u>	<u>225,900</u>	<u>350,100</u>
25	<u>209,300</u>	<u>227,400</u>	<u>351,900</u>
26	<u>210,700</u>	<u>229,400</u>	<u>353,700</u>
27	<u>212,300</u>	<u>231,500</u>	<u>355,600</u>
28	<u>213,800</u>	<u>233,500</u>	<u>357,500</u>
29	<u>215,600</u>	<u>235,300</u>	<u>359,400</u>

4	<u>171,000</u>	<u>189,000</u>	<u>307,700</u>
5	<u>172,700</u>	<u>191,000</u>	<u>310,200</u>
6	<u>174,600</u>	<u>193,000</u>	<u>312,300</u>
7	<u>176,400</u>	<u>195,100</u>	<u>314,600</u>
8	<u>178,200</u>	<u>197,300</u>	<u>316,700</u>
9	<u>180,000</u>	<u>199,500</u>	<u>318,900</u>
10	<u>182,100</u>	<u>202,100</u>	<u>321,200</u>
11	<u>184,100</u>	<u>204,700</u>	<u>323,600</u>
12	<u>186,000</u>	<u>207,400</u>	<u>326,100</u>
13	<u>187,900</u>	<u>210,000</u>	<u>328,500</u>
14	<u>190,100</u>	<u>211,800</u>	<u>330,500</u>
15	<u>192,200</u>	<u>213,400</u>	<u>332,400</u>
16	<u>194,300</u>	<u>215,100</u>	<u>334,600</u>
17	<u>196,500</u>	<u>216,900</u>	<u>336,400</u>
18	<u>198,900</u>	<u>218,500</u>	<u>338,600</u>
19	<u>201,400</u>	<u>220,300</u>	<u>340,700</u>
20	<u>203,700</u>	<u>221,900</u>	<u>342,700</u>
21	<u>206,200</u>	<u>223,700</u>	<u>344,900</u>
22	<u>207,800</u>	<u>225,600</u>	<u>346,700</u>
23	<u>209,500</u>	<u>227,600</u>	<u>348,500</u>
24	<u>211,300</u>	<u>229,500</u>	<u>350,100</u>
25	<u>212,800</u>	<u>231,000</u>	<u>351,900</u>
26	<u>214,200</u>	<u>233,000</u>	<u>353,700</u>
27	<u>215,800</u>	<u>235,100</u>	<u>355,600</u>
28	<u>217,300</u>	<u>237,100</u>	<u>357,500</u>
29	<u>219,100</u>	<u>238,900</u>	<u>359,400</u>

30	217,300	238,000	361,200
31	219,000	240,800	362,900
32	220,700	243,500	364,800
33	222,000	246,100	366,100
34	223,800	249,000	367,900
35	225,500	251,600	369,400
36	227,200	254,300	371,200
37	228,600	256,900	373,100
38	230,300	259,300	374,700
39	232,100	261,800	376,000
40	233,800	264,200	377,600
41	235,400	266,800	378,700
42	237,100	269,200	380,100
43	238,700	271,500	381,500
44	240,400	273,700	383,100
45	242,100	275,800	384,500
46	243,600	278,000	386,100
47	244,900	280,300	387,700
48	246,300	282,200	389,200
49	247,600	284,500	390,600
50	249,000	286,400	392,200
51	250,400	288,400	393,700
52	251,600	290,400	395,100
53	252,700	292,100	396,300
54	254,100	294,400	397,600
55	255,400	296,800	398,800

30	220,800	241,600	361,200
31	222,500	244,400	362,900
32	224,200	247,100	364,800
33	225,500	249,700	366,100
34	227,200	252,600	367,900
35	228,900	255,200	369,400
36	230,600	257,900	371,200
37	232,000	260,300	373,100
38	233,700	262,700	374,700
39	235,500	265,200	376,000
40	237,200	267,400	377,600
41	238,800	270,000	378,700
42	240,500	272,300	380,100
43	242,100	274,500	381,500
44	243,700	276,600	383,100
45	245,300	278,700	384,500
46	246,800	280,900	386,100
47	248,100	283,100	387,700
48	249,500	285,000	389,200
49	250,600	287,300	390,600
50	251,900	289,100	392,200
51	253,300	291,000	393,700
52	254,500	292,800	395,100
53	255,600	294,300	396,300
54	257,000	296,400	397,600
55	258,000	298,400	398,800

56	256,400	299,300	399,900
57	257,600	301,300	401,300
58	258,800	303,800	402,500
59	259,900	306,100	403,700
60	261,100	308,700	405,000
61	262,500	311,100	406,200
62	263,400	313,500	407,300
63	264,600	315,800	408,700
64	265,500	318,000	410,000
65	266,500	320,300	411,200
66	267,900	322,300	412,300
67	269,100	324,300	413,500
68	270,400	326,400	414,600
69	272,100	328,300	415,700
70	273,600	330,400	416,900
71	274,900	332,500	418,100
72	276,300	334,600	419,300
73	277,300	336,700	419,900
74	278,400	338,800	420,700
75	279,600	341,000	421,400
76	280,600	343,300	421,900
77	281,800	345,000	422,200
78	282,900	346,900	422,600
79	284,100	348,600	423,100
80	285,300	350,500	423,500
81	286,600	352,300	423,800

56	259,000	300,600	399,900
57	260,200	302,600	401,300
58	261,200	305,100	402,500
59	262,300	307,300	403,700
60	263,400	309,900	405,000
61	264,600	312,200	406,200
62	265,300	314,600	407,300
63	266,200	316,900	408,700
64	266,800	319,100	410,000
65	267,800	321,300	411,200
66	269,200	323,100	412,300
67	270,400	324,700	413,500
68	271,700	326,400	414,600
69	273,200	328,300	415,700
70	274,700	330,400	416,900
71	276,000	332,500	418,100
72	277,400	334,600	419,300
73	278,300	336,700	419,900
74	279,300	338,800	420,700
75	280,500	341,000	421,400
76	281,500	343,300	421,900
77	282,700	345,000	422,200
78	283,700	346,900	422,600
79	284,900	348,600	423,100
80	285,800	350,500	423,500
81	287,100	352,300	423,800

82	287,500	354,100	424,200
83	288,700	355,500	424,600

以下(略)

別表第2の2(第4条関係)

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

82	287,900	354,100	424,200
83	288,900	355,500	424,600

以下(略)

別表第2の2(第4条関係)

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	376,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

第2条

宮津市一般職職員の給与に関する条例

新旧対照表

現 行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が別に定める日(次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員(第24条第6項の規定の適用を受ける職員及び市長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>4 特定期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>5 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額とする。</p> <p>6 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が別に定める日(次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員(第24条第6項の規定の適用を受ける職員及び市長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>4 特定期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>5 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額とする。</p> <p>6 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び</p>

教育職給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として任命権者が定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職制上の段階、職務の級等を考慮して、市長が別に定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で市長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

7 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（特定任期付職員を除く。）に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

教育職給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として任命権者が定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職制上の段階、職務の級等を考慮して、市長が別に定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で市長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

7 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（特定任期付職員を除く。）に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

第3条

宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

新旧対照表

現 行				改正案							
別表第1（第3条関係） 給料表	職種	1級		2級		別表第1（第3条関係） 給料表	職種	1級		2級	
		号給	給料月額	号給	給料月額			号給	給料月額	号給	給料月額
(1) 定型的・補助的業務	1		円 <u>150,600</u>		円 <u>150,600</u>	(1) 定型的・補助的業務	1		円 <u>154,600</u>		円 <u>154,600</u>
	2		円 <u>151,700</u>		円 <u>151,700</u>		2		円 <u>155,700</u>		円 <u>155,700</u>
	3		円 <u>152,800</u>		円 <u>152,800</u>		3		円 <u>156,800</u>		円 <u>156,800</u>
	4		円 <u>153,900</u>		円 <u>153,900</u>		4		円 <u>157,900</u>		円 <u>157,900</u>
	5		円 <u>154,900</u>		円 <u>154,900</u>		5		円 <u>158,900</u>		円 <u>158,900</u>
	6		円 <u>156,300</u>		円 <u>156,300</u>		6		円 <u>160,300</u>		円 <u>160,300</u>
	7		円 <u>157,600</u>		円 <u>157,600</u>		7		円 <u>161,600</u>		円 <u>161,600</u>
	8		円 <u>158,900</u>		円 <u>158,900</u>		8		円 <u>162,900</u>		円 <u>162,900</u>
	9				円 <u>160,100</u>		9				円 <u>164,100</u>
	10				円 <u>161,600</u>		10				円 <u>165,600</u>
	11				円 <u>163,100</u>		11				円 <u>167,100</u>
	12				円 <u>164,700</u>		12				円 <u>168,700</u>
	13				円 <u>165,900</u>		13				円 <u>169,800</u>
	14				円 <u>167,400</u>		14				円 <u>171,200</u>
	15				円 <u>168,900</u>		15				円 <u>172,600</u>
	16				円 <u>170,400</u>		16				円 <u>174,000</u>

	17		<u>171,700</u>
	18		<u>174,400</u>
(2) 専門的な知識・資格 を要する業務	1	<u>163,100</u>	<u>195,500</u>
	2	<u>164,700</u>	<u>197,300</u>
	3	<u>165,900</u>	<u>199,100</u>
	4	<u>167,400</u>	<u>200,900</u>
	5	<u>168,900</u>	<u>202,400</u>
	6	<u>170,400</u>	<u>204,200</u>
	7	<u>171,700</u>	<u>206,000</u>
	8	<u>174,400</u>	<u>207,800</u>
	9	<u>177,000</u>	<u>209,400</u>
	10	<u>179,600</u>	<u>211,200</u>
	11	<u>182,200</u>	<u>213,000</u>
	12	<u>183,900</u>	<u>214,800</u>

	17		<u>175,300</u>
	18		<u>177,800</u>
(2) 専門的な知識・資格 を要する業務	1	<u>167,100</u>	<u>198,500</u>
	2	<u>168,700</u>	<u>200,300</u>
	3	<u>169,800</u>	<u>202,100</u>
	4	<u>171,200</u>	<u>203,900</u>
	5	<u>172,600</u>	<u>205,400</u>
	6	<u>174,000</u>	<u>207,200</u>
	7	<u>175,300</u>	<u>209,000</u>
	8	<u>177,800</u>	<u>210,800</u>
	9	<u>180,300</u>	<u>212,400</u>
	10	<u>182,800</u>	<u>214,200</u>
	11	<u>185,200</u>	<u>216,000</u>
	12	<u>186,900</u>	<u>217,800</u>

附 則

宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

新旧対照表

現 行	改正案
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日等)</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>第1条の規定（第20条第4項及び第21条第2項の改正規定を除く。）による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。</u></p> <p>3 <u>第1条の規定（第20条第4項及び第21条第2項の改正規定に限る。）による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定は、令和4年12月1日から適用する。</u></p> <p>4 <u>第3条の規定による改正後の宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。</u></p> <p><u>（給与の内払）</u></p> <p>5 <u>第1条の規定による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。</u></p> <p>6 <u>第3条の規定による改正後の宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定を適用する場合においては、第3条の規定による改正前の宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第3条の規定による改正後の宮津市会計年度任用職員</u></p>

の給与及び費用弁償に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

(その他必要な事項)

7 前2項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

議案参考資料
令和4年12月定例会

議第85号

宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

宮津市第2期行財政運営指針に定める「市役所の組織・定数の更なる見直し」を進める中、会計年度任用職員制度の積極的活用を図るため、必要な改正を行うもの。

◆提案の概要

○職種区分の整理及び給料体系の改善

改 正 前	改 正 後
定形的・補助的業務(簡易) 最高号給 1-12(現1-8)	定形的業務 最高号給 1-12
定形的・補助的業務 最高号給 1-22(現2-18)	一般事務職相当業務 最高号給 1-25
専門的な知識・資格を要する業務 最高号給 1-26(現1-12)	専門性を要求される業務 最高号給 1-34
高度な知識・資格を要する業務 最高号給 2-12(現2-12)	高度な専門性を要求される業務 最高号給 2-17

※近隣市町等との均衡に鑑み、最高号給を引上げ

<参考>

・パートタイム勤務時間運用区分の分割及び時間拡大

改 正 前	改 正 後
補助的勤務 約20~30時間／週	補助的勤務 約20~30時間／週
正規職員代替勤務 約36時間／週	

◆施行日 令和5年4月1日

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト	—
----------	---

テーマ別戦略	—
--------	---

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

宮津市第2期行財政運営指針

【政策等の背景・提案までの経過】

H29.5.17：地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布(R2.4.1施行)
会計年度任用職員制度創設

R元.9.30：宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定(R2.4.1施行)

R3.3.29：宮津市第2期行財政運営指針議決

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

○改定に係る影響額 約26,000千円(全会計ベース)
※影響相当額は、定員管理全体の中で吸収

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

総務課 職員係(45-1603)

添付資料

・新旧対照表

宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第3号）新旧対照表

議第84号による改正後（公布の日施行、令和4年4月1日遡及適用）				改正後（案）（令和5年4月1日施行）			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
職種	給料表			職務の級	給料表		
	号給	1級 給料月額	2級 給料月額		号給	1級 給料月額	2級 給料月額
(1) 定型的・補助的業務	1	円 154,600	円 154,600	1	円 150,100	円 198,500	
	2	155,700	155,700	2	151,200	200,300	
	3	156,800	156,800	3	152,400	202,100	
	4	157,900	157,900	4	153,500	203,900	
	5	158,900	158,900	5	154,600	205,400	
	6	160,300	160,300	6	155,700	207,200	
	7	161,600	161,600	7	156,800	209,000	
	8	162,900	162,900	8	157,900	210,800	
	9		164,100	9	158,900	212,400	
	10		165,600	10	160,300	214,200	
	11		167,100	11	161,600	216,000	
	12		168,700	12	162,900	217,800	
	13		169,800	13	164,100	219,200	
	14		171,200	14	165,600	221,000	
	15		172,600	15	167,100	222,700	
	16		174,000	16	168,700	224,500	
	17		175,300	17	169,800	226,100	
	18		177,800	18	171,200	227,800	

(2) 専門的な知識・資格
を要する業務

<u>1</u>	<u>167, 100</u>	<u>198, 500</u>
<u>2</u>	<u>168, 700</u>	<u>200, 300</u>
<u>3</u>	<u>169, 800</u>	<u>202, 100</u>
<u>4</u>	<u>171, 200</u>	<u>203, 900</u>
<u>5</u>	<u>172, 600</u>	<u>205, 400</u>
<u>6</u>	<u>174, 000</u>	<u>207, 200</u>
<u>7</u>	<u>175, 300</u>	<u>209, 000</u>
<u>8</u>	<u>177, 800</u>	<u>210, 800</u>
<u>9</u>	<u>180, 300</u>	<u>212, 400</u>
<u>10</u>	<u>182, 800</u>	<u>214, 200</u>
<u>11</u>	<u>185, 200</u>	<u>216, 000</u>
<u>12</u>	<u>186, 900</u>	<u>217, 800</u>

<u>19</u>	<u>172, 600</u>	<u>229, 400</u>
<u>20</u>	<u>174, 000</u>	<u>230, 900</u>
<u>21</u>	<u>175, 300</u>	<u>232, 200</u>
<u>22</u>	<u>177, 800</u>	<u>233, 800</u>
<u>23</u>	<u>180, 300</u>	<u>235, 400</u>
<u>24</u>	<u>182, 800</u>	<u>236, 900</u>
<u>25</u>	<u>185, 200</u>	<u>237, 900</u>
<u>26</u>	<u>186, 900</u>	<u>239, 400</u>
<u>27</u>	<u>188, 500</u>	<u>240, 700</u>
<u>28</u>	<u>190, 200</u>	<u>241, 900</u>
<u>29</u>	<u>191, 700</u>	<u>243, 100</u>
<u>30</u>	<u>193, 400</u>	<u>244, 100</u>
<u>31</u>	<u>195, 200</u>	<u>245, 100</u>
<u>32</u>	<u>196, 900</u>	<u>246, 100</u>
<u>33</u>	<u>198, 500</u>	<u>247, 200</u>
<u>34</u>	<u>199, 900</u>	<u>248, 100</u>
<u>35</u>	<u>201, 400</u>	<u>249, 000</u>
<u>36</u>	<u>202, 900</u>	<u>250, 000</u>
<u>37</u>	<u>204, 200</u>	<u>250, 900</u>
<u>38</u>	<u>205, 500</u>	<u>252, 200</u>
<u>39</u>	<u>206, 700</u>	<u>253, 400</u>
<u>40</u>	<u>208, 000</u>	<u>254, 700</u>
<u>41</u>	<u>209, 300</u>	<u>256, 000</u>
<u>42</u>	<u>210, 600</u>	<u>257, 400</u>
<u>43</u>	<u>211, 900</u>	<u>258, 600</u>

<u>44</u>	<u>213, 200</u>	<u>259, 800</u>
<u>45</u>	<u>214, 300</u>	<u>260, 900</u>
<u>46</u>	<u>215, 600</u>	<u>262, 100</u>
<u>47</u>	<u>216, 900</u>	<u>263, 400</u>
<u>48</u>	<u>218, 200</u>	<u>264, 500</u>
<u>49</u>	<u>219, 200</u>	<u>265, 600</u>
<u>50</u>	<u>220, 300</u>	<u>266, 600</u>
<u>51</u>	<u>221, 300</u>	<u>267, 800</u>
<u>52</u>	<u>222, 300</u>	<u>268, 900</u>
<u>53</u>	<u>223, 300</u>	<u>269, 900</u>
<u>54</u>	<u>224, 200</u>	<u>270, 900</u>
<u>55</u>	<u>225, 100</u>	<u>272, 000</u>
<u>56</u>	<u>226, 000</u>	<u>273, 100</u>
<u>57</u>	<u>226, 300</u>	<u>274, 000</u>
<u>58</u>	<u>227, 100</u>	<u>275, 000</u>
<u>59</u>	<u>227, 800</u>	<u>275, 900</u>
<u>60</u>	<u>228, 500</u>	<u>277, 000</u>
<u>61</u>	<u>229, 200</u>	<u>278, 100</u>
<u>62</u>	<u>230, 000</u>	<u>279, 100</u>
<u>63</u>	<u>230, 700</u>	<u>280, 000</u>
<u>64</u>	<u>231, 300</u>	<u>281, 000</u>
<u>65</u>	<u>231, 900</u>	<u>281, 500</u>
<u>66</u>	<u>232, 500</u>	<u>282, 400</u>
<u>67</u>	<u>233, 100</u>	<u>283, 100</u>
<u>68</u>	<u>233, 800</u>	<u>284, 000</u>
<u>69</u>	<u>234, 500</u>	<u>285, 000</u>

<u>70</u>	235, 100	285, 800
<u>71</u>	235, 600	286, 600
<u>72</u>	236, 300	287, 400
<u>73</u>	237, 000	288, 200
<u>74</u>	237, 600	288, 700
<u>75</u>	238, 200	289, 100
<u>76</u>	238, 700	289, 600
<u>77</u>	239, 300	289, 800
<u>78</u>	240, 000	290, 100
<u>79</u>	240, 700	290, 300
<u>80</u>	241, 200	290, 700
<u>81</u>	241, 700	290, 900
<u>82</u>	242, 300	291, 100
<u>83</u>	242, 900	291, 500
<u>84</u>	243, 400	291, 800
<u>85</u>	243, 900	292, 100
<u>86</u>	244, 500	292, 400
<u>87</u>	245, 100	292, 700
<u>88</u>	245, 600	293, 100
<u>89</u>	246, 100	293, 400
<u>90</u>	246, 600	293, 800
<u>91</u>	246, 900	294, 100
<u>92</u>	247, 300	294, 500
<u>93</u>	247, 600	294, 700
<u>94</u>		294, 900
<u>95</u>		295, 200

<u>96</u>		295, 600
<u>97</u>		295, 800
<u>98</u>		296, 100
<u>99</u>		296, 500
<u>100</u>		296, 900
<u>101</u>		297, 100
<u>102</u>		297, 400
<u>103</u>		297, 800
<u>104</u>		298, 100
<u>105</u>		298, 300
<u>106</u>		298, 600
<u>107</u>		299, 000
<u>108</u>		299, 300
<u>109</u>		299, 500
<u>110</u>		299, 900
<u>111</u>		300, 300
<u>112</u>		300, 600
<u>113</u>		300, 800
<u>114</u>		301, 000
<u>115</u>		301, 300
<u>116</u>		301, 700
<u>117</u>		301, 900
<u>118</u>		302, 100
<u>119</u>		302, 400
<u>120</u>		302, 700
<u>121</u>		303, 100

別表第2（第3条関係）

等級別基準職務表

職種	職務の級	基準となる職務
(1) 定型的・補助的業務	1級	簡易な定型的・補助的な業務を行う職務で規則で定めるもの
	2級	定型的・補助的な業務を行う職務で規則で定めるもの（他の職種の区分の適用を受けないものを含む。）
(2) 専門的な知識・資格を要する業務	1級	専門的な知識・資格を要する業務を行う職務で規則で定めるもの
	2級	高度な知識・資格を要する業務を行う職務で規則で定めるもの

122		303,300
123		303,600
124		303,900
125		304,200

別表第2（第3条関係）

等級別基準職務表

職種	職務の級	基準となる職務
(1) 定形的業務	1級	定型的業務を行う職務で規則で定めるもの
(2) 一般事務職相当業務	1級	一般職職員が担う業務に相当する業務を行う職務で規則で定めるもの（他の職種の区分の適用を受けないものを含む。）
(3) 専門性を要求される業務	1級	専門的な知識・技能を要する業務を行う職務で規則で定めるもの
(4) 高度な専門性を要求される業務	2級	高度な知識・技能を要する業務を行う職務で規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案参考資料
令和4年12月定例会

議第86号	宮津市個人情報保護法施行条例の制定について	区分	条例の制定
-------	-----------------------	----	-------

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行のための条例を制定するとともに、現行の宮津市個人情報保護条例を廃止するもの。

◆提案の概要

個人情報の保護に関する法律により条例に委任された事項等について規定する。

《規定する内容》

①対象機関：市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び財産区

②手数料等：無料（写し作成等費用は実費負担）

③審査会諮問事項：(1)条例の改廃、(2)安全管理基準、運用の細則等

《附則における整理》

④宮津市個人情報保護条例の廃止及び責務規定・罰則規定の経過措置

⑤宮津市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正を行う。

（法改正、条例制定に伴い、影響する規定の整理。）

◆施行日

・令和5年4月1日（個人情報の保護に関する法律の一部改正施行日）

【政策等の背景・提案までの経過】

令和3年5月19日 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）公布により、個人情報の保護に関する法律が改正

令和5年4月1日 改正個人情報の保護に関する法律施行予定

国の行政機関、独立行政法人、民間事業者、地方公共団体それぞれが別々の法律、条例によって運用されてきた個人情報の取扱いを、個人情報の保護に関する法律の個人情報保護制度に一元化するもの

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

テーマ別戦略

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

担当課・係

総務課 情報推進係 (45-1602)

添付資料

- ・個人情報保護制度に伴う主な変更点
- ・新旧対照表

○個人情報保護制度に係る主な変更点

	現行 (宮津市個人情報保護条例)	改正後 (個人情報の保護に関する法律・ 宮津市個人情報保護法施行条例)
実施機関	市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会	市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び財産区
個人情報事務	個人情報事務登録簿に登録し閲覧に供する。	個人情報ファイル簿を作成し公表する。
開示決定の期限	開示請求のあった日から 15 日以内。延長は 60 日まで。	開示請求のあった日から 30 日以内。延長は 60 日まで。
宮津市情報公開・個人情報保護審査会への諮問	<ul style="list-style-type: none">・個人情報の収集に関する事項・目的外利用に関する事項・是正の申し出に関する事項・審査請求に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・審査請求に関する事項・以下の場合で、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める事項<ul style="list-style-type: none">(1)この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合(2)安全管理措置の基準を定めようとする場合(3)個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合 <p>※個別の事案に係る法の適否の判断を諮問することはできない。法令やガイドライン、事務ガイドに従った基準や細則を定める場合に諮問できる。</p>

【附則第5条】

宮津市情報公開・個人情報保護審査会条例

新旧対照表

現 行	改正案
(所掌事務)	(所掌事務)
第2条 審査会は、実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。	第2条 審査会は、実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、財産区及び議会をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 宮津市個人情報保護条例（平成14年条例第1号。以下「個人情報保護条例」という。）第8条第2項ただし書及び第9条第2項第6号並びに同条第3項ただし書に規定する個人情報の収集に関する事項	(2) <u>個人情報の保護に関する法律</u> （平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項に規定する審査請求に関する事項
(3) <u>個人情報保護条例第10条第1項第6号、第2項及び第3項ただし書に規定する目的外利用等に関する事項</u>	(3) <u>宮津市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第1号）第4条の規定による諮問に関する事項</u>
(4) <u>個人情報保護条例第25条第4項に規定する是正の申出に関する事項</u>	(削る)
(5) <u>個人情報保護条例第28条第1項に規定する審査請求に関する事項</u>	(削る)
2 (略) (会議)	2 (略) (会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2・3 (略)

(審査会の調査権限)

第6条 審査会は、第2条第1項第1号又は第5号の事項（以下「審査請求に係る事項」という。）の調査審議に関し必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）に対し、審査請求のあった処分に係る行政文書（情報公開条例第2条第2号及び個人情報保護条例第13条第1項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）

の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 (略)

3 審査会は、審査請求に係る事項の調査審議に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった処分に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 (略)

(委員による調査手続)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員が委嘱された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

2・3 (略)

(審査会の調査権限)

第6条 審査会は、第2条第1項第1号又は第2号の事項（以下「審査請求に係る事項」という。）の調査審議に関し必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）に対し、審査請求のあった処分に係る行政文書（情報公開条例第2条第2号

をいう。以下同じ。）

又は保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 (略)

3 審査会は、審査請求に係る事項の調査審議に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった処分に係る行政文書又は保有個人情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 (略)

(委員による調査手続)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、

第6条第1項の規定により提示された行政文書_____の閲覧又は視聴をさせ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第7条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聽かせることができる。

第6条第1項の規定により提示された行政文書又は保有個人情報の閲覧又は視聴をさせ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第7条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聽かせることができる。

議案参考資料

令和4年12月定例会

議第87号

宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例の制定
について

区分

条例の制定

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

地球温暖化に起因する気候変動の影響や海洋プラスチック問題等への対応を契機として、プラスチックをはじめとする資源循環の重要性が高まる中、脱炭素社会、循環型社会及び自然共生社会を構築し、将来へ良好な環境を引き継いでいくため、本条例を制定するもの。

◆提案の概要

本条例は、理念条例であり、市には、資源循環の促進等に必要な取組を行うことの義務を、事業者、市民及び観光旅行者等には、資源循環の促進等の取組を自主的かつ積極的に行うこと及び市の取組に協力することの努力義務を課すもの。

〔主な内容〕

第1章 総則

- 市・事業者・市民・観光旅行者等の責務
- 基本指針の策定

第2章 資源循環の促進等に関する基本的な施策

- プラスチックの資源循環の促進等
- 海洋プラスチックごみ対策の推進
- 資源循環の促進等に関する教育及び学習の推進等
- 市民等の自主的な活動を推進するための措置
- 資源循環を促進する事業所の認定

◆施行日 令和5年1月1日

◆その他

具体的の施策は基本指針において示す。令和5年9月に策定、公表（予定）

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

安全・安心に生活でき、環境にやさしいまちづくり

【政策等の背景・提案までの経過】

- ・H30年6月 国「第4次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定
- ・R元年5月 国「プラスチック資源循環戦略」策定
- ・R2年6月 市「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」宣言
- ・R3年3月 国「地球温暖化対策推進法」の一部改正
- ・R3年6月 国「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」成立（R4年4月施行）
- ・R3年10月 市「気候非常事態宣言」

【市民参加の状況】

- ・宮津市廃棄物減量等推進審議会での審議等
R4年6月～11月 全体会・資源循環検討部会 合計5回開催
10月～11月 パブリックコメント 結果1名4件

【政策等の効果及び費用】

- ・脱炭素社会、循環型社会及び自然共生社会の実現

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

- ・プラスチックを主として据えた資源循環を促進する条例を制定する市町村は府内で初

担当課・係

添付資料

市民環境課環境衛生係（45-1617）

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

宮津市環境基本計画（計画期間：R3～R12）